

国民健康保険医療受給者証が更新となります

8月1日より「高齢受給者証」が更新となります

受給者証はクリーム色に変わりました
対象の人には7月下旬に送付しました。所得区分により送付したものが異なります。

- ①「新しい受給者証」の送付を受けた方はそのままご利用ください。
- ②「収入申請のお願い」の送付を受けた方は、国保年金係に申請を提出いただいた後に、「新しい受給者証」の交付となります。8月中の申請で、8月1日から適用になります。

すので、早めに手続きをしてください。
8月1日から新しい負担割合の適用となります
高齢受給者証の負担割合は、前年の所得と世帯状況により、毎年判定しています。
①2割（平成21年3月31日までは1割）
②3割（一定以上の所得者）
1ヶ月に窓口で支払った総額が自己負担限度額を超えた場合は高額療養費として給付を受けられます。



「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は申請が必要です

「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、70歳以上で非課税世帯（低所得者）の方が入院される際に必要となります。

「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」は、70歳未満の人が入院される際に必要となります。

利用される方は国保年金係の窓口申請してください。
「限度額適用認定証」は、国民健康保険税に未納があると交付できません。また、「標準負担額減額認定証」は、非課税世帯の方のみ交付できます。

現在認定書をお持ちの方は有効期限をご確認ください
古い認定証は有効期限が平成20年7月31日となっています。8月の更新に伴い、引き続き利用される方は再度申請が必要になります。

8月中の申請で、8月1日からの適用になります。
申請に必要なもの 国民健康保険証・印鑑
本人以外の方が来庁される場合は、その人の本人確認のできるものが必要になります。また、同一世帯でない人の場合は委任状も必要になります。

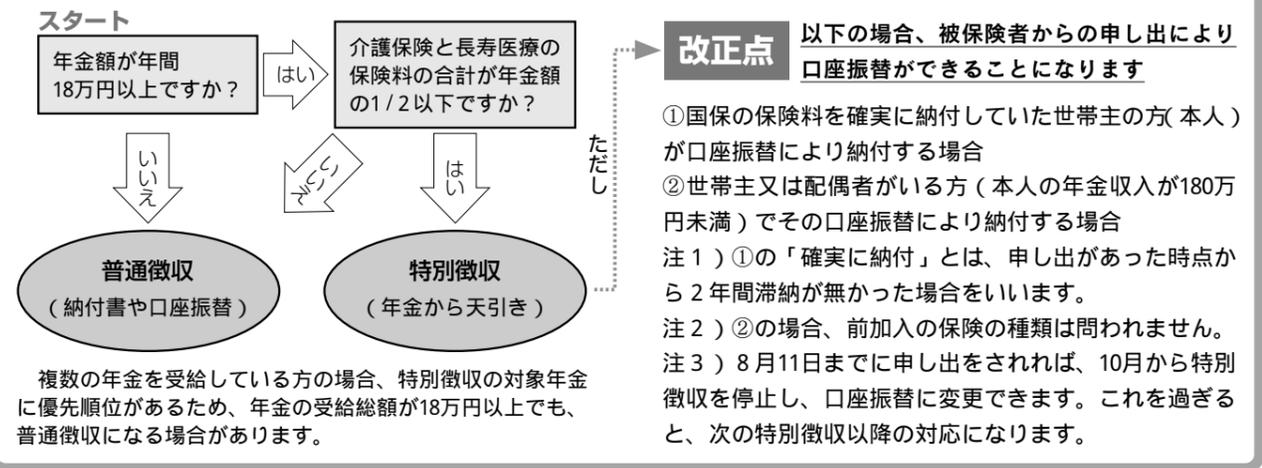
8月1日より「特定疾病療養受療証」が更新となります

現在ご利用の方には、7月下旬に更新したものを送付しました。負担割合は、前年の所得と世帯状況により、毎年判定するため、前回と異なる場合があります。お手元の「特定疾病療養受療証」をご確認ください。

「特定疾病療養受療証」は、厚生労働大臣が指定する特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）の人が病院などの窓口で必要となります。

有効期限の過ぎた古い証書は、細かく裁断し破棄してください(返却する必要はありません)。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)保険料の普通徴収の対象範囲が広がります



国民健康保険のお知らせ

問合せ先 健康増進課国保年金係 ☎ 3922

国民健康保険加入者のみなさんが病気や怪我等をしたときの医療費は、皆さんが納める保険税でまかなわれています。保険税は皆さんの『健康』と『いざというときの安心』を守るための大切な財源です。国民健康保険を健全に運営するため、保険税の納期内納付にご協力をお願いします。

健康保険法等の一部を改正する法律等に伴い 国民健康保険も大きく制度が改正されました

ポイント1 後期高齢者の医療への負担分が明確化されました

平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度(以下「長寿医療制度」という。)を支えるために、75歳未満の方全てに「後期高齢者支援金」として、保険税を負担していただくことになりました。



これまでの「老人保険医療制度」では、国民健康保険税の医療分から「老人保険拠出金」という形で負担していただいていたことが、医療分と分けることで後期高齢者の医療についての負担分が明確化されました。

ポイント2 保険税の年金天引き(特別徴収)が始まります

平成20年10月から国民健康保険税を年金から天引き(特別徴収)させていただきます。

対象者 世帯内の国保の被保険者全てが65歳以上75歳未満で構成される世帯の世帯主(擬制世帯主を除く。)で、次の①、②をともに満たす方。
①年額18万円以上の年金(担保に供していないものに限る。)を受給していること。
②国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の半分以上を超えていないこと。



ただし、以下のいずれの要件も満たす方は、申し出により、特別徴収対象者から除外することができます。

- ・国民健康保険税を直近2年間、滞納なく納税していること。
- ・今後の国民健康保険税を口座振替により納税すること。

ポイント3 長寿医療制度創設に伴う軽減措置が設けられました

◎所得の低い世帯に対する軽減
既に国保の保険税の軽減を受けている世帯で、長寿医療制度に75歳以上の方等が移行することにより世帯の国保の被保険者が減少しても、5年間は移行前と同様の軽減を受けることができます。

軽減の判定基準

軽減割合	世帯の総所得の合計
6割軽減	33万円以下
4割軽減	33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数+世帯主以外の国保からの長寿医療制度移行者数)以下

◎平等割で賦課される保険税の軽減
対象世帯 国保に加入していた75歳以上の方等が長寿医療制度に移行することにより、国保の被保険者が1人だけとなる世帯
軽減内容 5年間、平等割(介護分を除く。)が半額となります。

◎被用者保険の被扶養者だった方の保険税の減免
対象者 会社の健康保険等(社会保険)に加入していた被保険者本人の長寿医療制度への移行により、社会保険の被扶養者から国保の被保険者になった65歳以上の方
軽減内容 2年間は新たに負担する国民健康保険税の所得割・資産割を免除、均等割は半額となります。(上記対象者のみで構成される世帯の場合は、平等割も半額)

平成20年度国民健康保険税の税率が決まりました!

保険税率は前年度と変わりありません

平成20年度に皆さんに納めていただく保険税は右の表の税率により計算した額の合計額になります。平成20年度は医療分と支援金分に分かれた形になりましたが、賦課限度額も含めて平成19年度の税率と変わりません。

なお、保険税は世帯主に課税しています。世帯主が社会保険加入者や長寿医療制度に移った人でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合には、その世帯主が納税義務者になります。

平成20年度国民健康保険税率

区分	課税対象	医療分税率	支援金分税率	介護分税率
所得割	前年中の総所得から基礎控除33万円を差し引いた額	6.15%	2.00%	1.40%
資産割	本年度の固定資産税額の内、土地及び家屋分の税額	45%	5%	8%
均等割	国民健康保険加入者1人につき	17,400円	5,300円	8,600円
平等割	1世帯につき	20,600円	6,100円	4,500円
賦課限度額(上記合計額の限度額)		43万円	10万円	9万円

介護分は40~65歳未満の方に加算